土地改良区の役員の退任

が 林戸 務水地 所産)

: ~



目

次

# 第二千百二十四号

平成十五年一月十七日 (金曜日)

告示						
生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	政健	策福	課祉	÷		
右 同		同	$\smile$	:	=	
生活保護法による介護機関の指定		同	$\smile$	:	三	
生活保護法による指定介護機関の所在地変更の届出		同	$\overline{}$	:	三	
生活保護法による指定介護機関の休止の届出		同	$\smile$	:	三	
生活保護法による施術者の指定		同	$\smile$	:	三	
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	( 保高	険福	課祉 )	÷	껃띡	
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定		同	$\smile$	:	四	青杰
保安林の指定予定	林	政	課	÷	四	#
公告						する
林業用種苗生産事業者の登録	林	政	課	:	五	たの
土地改良区の定款変更の認可	(農	農村整備課	課	:	<i>至</i> i.	
県営土地改良事業計画変更の決定		同	$\smile$	÷	五	
出先機関						
土地改良区の役員の就任及び退任	農中	林南水地	産方	:	五.	

#### 教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改

正する規則...... (職員福利課) ...

公安委員会

型式の検定適合遊技機.....

企生

—— 画 画 安 課全

:

七

示

林県告示第二十号

ので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。 9同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ -- 活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十五年一月十七日

青森県知事 木 村 守 男

	1														
しなが が と と と と と と と と と と り と り と り と り と	真株式会社一	川守田真	成会医療法人平	戸厚生医院	立会を療法人共	藤木健治	株式会社	林会	成会 医療法人平	板柳町	成会 医療法人平	斎藤誠一	尾上町	名称	居宅介
木字下田面木三	二字観音下四の一 八戸市大字売市	三木八戸市 三上田面木 五 五 五 五	丁目四の六八戸市湊高台二	目一一の三二	丁目八の三三八戸市小中野八	丁目四の四八八戸市小中野一	目一の三青森市堤町二丁	丁目四の二二一八戸市小中野一	丁目四の六八戸市湊高台二	七四の二 大字灰沼字岩井 北津軽郡板柳町	丁目四の六八戸市湊高台二	字岸田二の二青森市大字飛鳥	一五の一 大字猿賀字南田 南津軽郡尾上町	所の所在地	護 事 業 者
"	"	"	"	"	"	"	管理指導	シビ通 ョリテリ ー	シビ訪 ョリテリ ーハ	//	"	訪問看護	介護入浴	類事業の種	居宅介護
吉永薬局	鳥屋部町店一真堂薬局	医面木歯科	院戸平和病	戸厚生医院	腸科 料 料 胃	院 木内科医	局のわき店	保設リハビリ 老人保健施	院八 戸 平 和 病	院柳中央病	院戸平和病	斎藤医院	尾上町	名称	居宅介
木字下田面木三	一の四八戸市鳥屋部町	三 不字上田面木五 五 五 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	丁目四の六八戸市湊高台二	日一一の三二丁	丁目八の三三八戸市小中野八	丁目四の四八八戸市小中野一	目一〇の一一丁	丁目四の二二八戸市小中野一	丁目四の六八戸市湊高台二	七四の二 大字灰沼字岩井 北津軽郡板柳町	丁目四の六八戸市湊高台二	字岸田二の二青森市大字飛鳥	九六の三 村子を 大字 装賀 字南田 田	所 在 地	護 事 業 所
二・ 二・	一三• 九•三0	三 = = =	111-11-110	111-111-110	三一三五	•  •	三・一・一九	一四・九・二三	1110		111-11-110	一三• 九•二六	三平 • 成 严 一	年月日	廃 止

青森県告示第一	
$\mp$	
号	

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があっ生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

### 平成十五年一月十七日

1亭	の 一 大字 神字 亀田二 二	ときわ会病院	の一 大字榊字亀田二 南津軽郡常盤村	わ会 医療法人とき
三手	目二六の一八戸市柏崎六丁	ヨン 問看護ステーシ	目一七の四	市医師会八戸
三平 一成 三	丁目四の二二八戸市小中野一	ハビリ保養館 老人保健施設リ	丁目四の二二八戸市小中野一	会療法人杏林
年 月 日	所在地	名称	所 在 地	名称
廃止	又援事業所	居宅介護支	支援事業者	居宅介護

# 青森県知事 木 村 守 男

林会茶人杏	前田榮昭	板柳町	斎藤義一	真株 堂式会社一	
丁目四の二二 一八戸市小中野一	一 一 で 大畑字 東申堂	七四の二 大字灰沼字岩井 北津軽郡板柳町	一の一 大字日沼字樋田 南津軽郡尾上町	二 三 観音下四の一 八戸市大字売市	九の一
療類入所	"	"	"	"	
保養館 老人保健施	院前 田内 科医	院柳中央病	張 孫 藤 医 院 出	売市店	
丁目四の二二一八戸市小中野一	一一の一字大畑字 下北郡大畑町大 単堂	七四の二 大字灰沼字岩井 北津軽郡板柳町	一の一 大字日沼字樋田 南津軽郡尾上町	月一の三○ 八戸市売市三丁	九の一
一四• 九•二三			111-111-110	1111- 1-10	

	碇 ケ 関 村
	三笠山一〇七の 三笠山一〇七の 一〇七の 一〇七の
	護支援センター碇ケ関村在宅介
	一 三笠山一二〇の 村大字碇ケ関字 南津軽郡碇ケ関
\ \ \	1111-111-1

### 青森県告示第二十二号

五条の二第一号の規定により告示する。 介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一項の規定により、

平成十五年一月十七日

青森県知事 木 村 守

男

ハビリ保養館 老人保健施設リ 名 称 八戸市小中野一丁目四の二 所 在 地 介護老人保健施設 施 設 の 種 類 平成 指定年月日 幸霊

### 青森県告示第二十三号

示する。 所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から居宅介護事業所の生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第四項において準用

平成十五年一月十七日

青森県知事 木 村 守

男

D	ζ
5	}
名	居宅
称	介護
所の所在地 地	事業者
<b>美</b>	事居 覧宅 介護
名	居宅
称	介護
所	事
在	業
地	所
月	変更
	称   所の所在地   名 称 所 在 地 年月

}	変更後	変更前	変更後
	,	,	
	,	,	
	介護	訪問 入浴	
	業分所が行動	谷田 卜村 雙訪 『問	
	二田村 田学大 日 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 一世 十二 日 月 十二 日 月 日 月 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	三田四四四四四日 四字大字 の見字 で見い こ野森森	二七七の三 田字月見野 で の 三 の 三 の 三 の 三 の 三 の に の に り り り り り り り り り り り り り り り り
}	,		

### 青森県告示第二十四号

たので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から休止した旨の届出があっ生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用

平成十五年一月十七日

青森県知事 木 村 守 男

名 本 主たる事務 所の所在地 事業の種 管理指導 管理指導 管理指導 経 大戸市内丸三丁 管理指導 利 名 名 本 所の所在地 日十の九 同・内丸三丁 管理指導 等 大戸市内丸三丁 同・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四・一 四				
丁目一の七 管理指導 局センター 丁目一の七 T目一の七   丁目一の七 管理指導 科 日九の九 T目一の七   八戸市小中野二 居宅療養 八戸調剤薬 八戸市小中野二 下平   八戸市小中野二 居宅療養 八戸調剤薬 八戸市小中野二 下平   八戸市小中野二 居宅療養 八戸調剤薬 八戸市小中野二 下平	ン調限 タ剤会	ダテ強		宅
2 本 (本)	一市 の小 七中	元戸の市九内	の所る事	護事業
日本 一本 一番	理宅 指療	理宅 指療	美 0	漢宅 O介
一市 の市 在 事業 所 工 平 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工	セ戸 ン調 タ剤	ル ダ テ		宅
三 三平 年休	一市 の小 七中	九戸 の市 九内	在	護事業
三 三 日止	四・二・一七	三平 成 	月	

### 青森県告示第二十五号

ので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第

平成十五年一月十七日

青森県知事 木 村 守 男

樋 口	氏
希 明	名
目九の二三	住
二型	所
ひぐち整骨院	名施 術 所の
目九の二三青森市造道二丁	所施術所の 地の
平成問・一・中	指定年月日

### 青森県告示第二十六号

より公示する。 のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次

平成十五年一月十七日

#### 青森県知事 木 村 守 男

_ <del></del>	一	三赤坂四六三の青森市大字戸山	とやまント	活型痴 介共呆 護同対 生応	一字下川原一四の青森市大字滝沢	トション ドカス会社 トンコーポン トンフレー
	"	丁目三の一〇	シーガル 人ホーム が利用	活入特 介所定 養者施 生設	八戸市湊高台二	人平成会 社会福祉法
	"	字今須八七の一町大字北浮田町西津軽郡鰺ヶ沢	ウス ーム 百代ハ パホ	活型痴 介共呆 ブラウン 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	字今須八七の一町大字北浮田町西津軽郡鰺ヶ沢	人つくし会社会福祉法
+=	图 •   1   • 1   1	山一の一 大字廻堰字東下 北津軽郡鶴田町	ーム ひら 岡	活型痴	山一の一 大字廻堰字東下 北津軽郡鶴田町	有限会社ひ
0	三平 ●成 ●	五二一塚一七の八戸市大字大久	ープホーム) くぼ (グル リビング・	活型痴 介共呆 護同対 生応	の二〇 保字小久保一七 七	クア・ユニーケ
	年月日	所 在 地	名称	0	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又 名は
	指定	事業所	行居宅サー	だ 居 宅 サ ー	ソービス事業者	指定居宅サ

公示する。 おり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により

平成十五年一月十七日

青森県知事

木

村

守

男

三平 - 成 - ()	七大の久	一大市 塚大 一字	五二一 保字大塚一七の	ホームおおくぼンターリビング・居宅介護支援セ	保字 一大 七久	の保八 二字戸 〇小市 久大	・ユニークア	・有ユ限
年 月 日	地	在	所	名称	所 在 地 地	所主たる	称	名
指定	新所	う事	業を行	居宅介護支援事	争 業 者	護支援事	指定居宅介	+15

### 青森県告示第二十八号

二百四十九号) 第三十条の二第一項の規定により告示する。 次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法 (昭和二十六年法律第

平成十五年一月十七日

青森県知事

木

村

守

男

保安林予定森林の所在場所

東津軽郡平内町大字山口字小沢一六の一二 (次の図に示す部分に限る。 )、 一 五

の一、一五の一六、一五の一七、九七の八から九七の一〇まで、九九

二 保安林指定の目的 土砂の崩壊の防備

Ξ 指定施業要件

#### 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

# 青森県告示第二十七号

介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十六条第一項の規定により、次のと

壳

<u></u>平 幸成

•

ハ

種澤達也

番登 号録

年登 月

日録

生

氏名又

水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林 公

次のとおりとする。

林業用種苗生産事業者の登録

り林業用種苗生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告す 林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号) 第十条第三項の規定により、次のとお

ತ್ಯ

平成十五年一月十七日

青森県知事

木

村

守

男

	へは名称	産
ノ中 瀬津 五軽 三郡	住	事
の相 九馬 村大		業
子黒滝字一	所	者
	種	生
	穂	産
幼苗	苗	事
の 育 成		業 の
苗幼木苗		内
の以 育外 成の	木	容
種澤苗畑	名	+
	称	事
中津軽郡相	所	業
郡相馬村大字	在	所
黒滝	地	

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 東部土地改良区の定款の変更を平成十五年一月八日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、板柳

平成十五年一月十七日

青森県知事

木 村 守

男

県営土地改良事業計画変更の決定

来満地区の県営土地改良事業 (高生産性大区画ほ場整備事業 (低コスト化水田農業大 七条第五項の規定により公告し、 区画ほ場整備事業) ) 計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第八十七条の三第一項の規定により、 次のとおり縦覧に供する。

平成十五年一月十七日

縦覧に供する書類

青森県知事

木

村

守

男

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成十五年一月二十日から同年二月十七日まで

Ξ 縦覧の場所

田子町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任

止堰土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、杭

## 七項の規定により公告する。

平成十五年一月十七日

## 中南地方農林水産事務所長

小 野 祐

司

監

事

対馬

敏彦

四〇中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田一

神

武雄

四 " の 一

大字鼻和字岩井一〇

11 "

工藤 豊次 蒔苗喜代一

> " "

大字蒔苗字堤田ニニの一 大字前坂字箱崎七の一

11 //

11

字浅井名二三七の二

佐藤

勝男

	区役員別の	
	氏	
;	名	
	住	
	所	
	の 年 月 日就任及び退任	
//	' "	

"	"	"	//	"	"	"	"	理	"	"	監	"	"	"	"	"	"	"	理	
								事			事								事	
小島	成 田	前田	本 間	渋谷	成 田	三上	佐々木	対 馬	藤田	神	対 馬	工藤	鳴 海	小島	前田	本 間	渋谷	佐々木	対 馬	
守彦	義昭	耕作	良夫	栄悦	彦義	了	隆	允	柾男	武雄	敏彦	豊次	清彦	守彦	耕作	良夫	栄悦	隆	允	
弘前市大字富栄字笹崎二四の二	の一	五の二 "大字鼻和字岩井二一"	三の一 "大字植田字山下一〇	の八 "字猿沢二三	"大字兼平字林元三〇	四の三 ** 大字鳥井野字宮本三	一の一	四の一四の一中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八	弘前市大字独狐字松ケ沢六三の三	四の一 "大字鼻和字岩井一〇	四〇中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田一	" 大字前坂字箱崎七の一	" 大字蒔苗字福岡一一	弘前市大字富栄字笹崎二四の二	五の二 アンドラ 大字鼻和字岩井ニー	三の一 "大字植田字山下一〇	の八 *** 大字兼平字猿沢二三	一の一 アラカ 大字如来瀬字種本六	四の一中津軽郡岩木町大字鳥井野字長田八	
"	"	"	"	"	"	11	11	四・  ・三0退任	"	11	11	"	"	"	11	11	11	11	平成四三二就任	

土地改良区の役員の退任

久保田

貢

弘前市大字富栄字笹崎一九二

子町土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規 定により公告する。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、田

平成十五年一月十七日

三戸地方農林水産事務所長 平

野

隆

夫

理	区役 員 別の	
事	別の	
坂 下	氏	
敏	名	
三戸郡田子町大字相米字細野四五	住	
平成四三二	退任の年月日	

#### 教 育 委 員 会

する。 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

平成十五年一月十七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第一号

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

県 報 第2124号

振興推進監」を「及び総括副参事」に改め、「、図書館の図書館活動推進監」及び「、 丸山遺跡対策室長、 会規則第二号) の一部を次のように改正する。 第一条第五号中「、総括副参事、県立学校課特別支援教育室長、 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員 埋蔵文化財調査センター次長、 副参事、 建築指導監及びスポーツ 文化財保護課三内

附 則 郷土館の課長」を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

#### 公 安 委 員

青森県公安委員会告示第二号

機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第 号) 第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技 により告示する。 六条の規定による技術上の規格に適合すると認めたので、同規則第九条第一項の規定 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二

平成十五年一月十七日

青

森

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

"	"	"	ぱちんこ遊技機	遊技機の種類
CRおいっ鬼太郎E	CRマリンワールドR	CRマリンワールドW	CRマリンワールドM	型
鬼 太郎 E	ワールドR	ワールドw	ワールドM	式
				名
11	n .	"	株式会社藤商事	製造業者又は輸入業者名

_																
	"	回胴式遊技機	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	アウトロー	ヴェガ M A X	CRフィーバー花月FXW	CRフィーバー花月MX	CRフィーバー花月FX	B CRクロコダイルインディー M	CR恐竜大陸GS	CR恐竜大陸G	CR恐竜大陸GR	CR・バットマンYS	CR・バットマンYJ	CR・バットマンX	CRメリーといっしょM5	CRメリーといっしょM3	CRメリーといっしょM2	CRメリーといっしょL7
	株式会社エレコ	ナコル株式会社	"	"	株式会社三共	株式会社ニュー ギン	"	"	株式会社ソフィア	"	"	株式会社平和	"	II	"	株式会社三洋物産

(毎週月・水・金曜日発行)	青森県	青森市長島一丁目一番一号	発行所・発行人
定価小口一枚二付十五円一銭	東奥印刷株式会社	青森市古川二丁目一七番五号	印刷所・販売人